

# 司法面接支援室通信

## 7月・8月の行事報告

- 7月8-13日 28th International Congress of Applied Psychology (パリ)  
 7月20日 法と人間科学 国際シンポジウム (立命館大学)  
 「取調べと可視化：新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学」  
 7月25日 法務総合研究所 司法面接 (NICHDガイドライン) 研修  
 8月18-19日 浜松児童相談所 司法面接 (NICHDガイドライン) 研修

## 国際応用心理学会議 (ICAP)

(7月8-13日 パリ国際会議場, フランス)

私たちは、フランスのヴァーカンプ教授、英国のブル教授らと、招待シンポジウム1「目撃証言」、2「司法面接におけるワーキング・トゥギャザー：心理学の知見を実務に活かすには」を企画し、連続したセッションで7つの報告がなされました。SAI (セルフ・アドミニスタード面接：教示に沿って自分で記入していく形式の司法面接)、司法面接で得られる情報、被疑者への面接など、司法面接研究の広がりを感じられるシンポジウムでした。

「SAIと認知面接が目撃者の協力の度合いに及ぼす効果」(ヴァーカンプ) や「SAIの移行的効果 (他の想起にも影響を及ぼすか)」(ガウリローリック)、 「えん罪事件『足利事件』における被疑者の信用性査定」(高木)、 「司法面接で扱うべき情報：研修前と後の比較 (面接者が被害者から得るべき情報、被害者に伝えるべき情報)」(仲)、 「おそらく正しい被害者と、おそらく正しくない被害者の証言の違い」(ブル) などの報告がありました。  
 (文責：仲)

## 法と人間科学国際会議

(7月21日 立命館大学 朱雀キャンパス)

国際シンポジウム「取調べと可視化：新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学」(成城大学 指宿信教授・立命館大学サトウタツヤ教授 企画) が開かれました。第1部「『オーストラリア』における可視化導入以降の取り調べ室での取り調べ」、第2部「『韓国』における可視化導入以降の実践的問題と心理学的課題」、第3部「『日本』における可視化導入以降を見据えた法学的・心理学的課題」の3部構成で、被疑者への聴取における諸問題、可視化による変化、今後の課題などが議論されました。特に面接におけるラポールをどう考えるか、聴取法、取調べ場面での「反省」の問題などが議論されました。国外からは、オーストラリアからジェーン・デラハンティ教授、デイビッド・ディクソン教授、韓国からはジヨ・ウンキョン教授、パク・ソノプ教授が、日本からは稲垣教授、高木教授、仲などの報告がありました。  
 (文責：仲)

## 9月・10月の行事報告

9月

- ・10-12日 日本心理学会 (同志社大学)
- ・20-21日 韓国－台湾－日本：司法面接国際ラウンドテーブル

10月

- ・6-7日 兵庫県 司法面接 (NICHDガイドライン) 研修
- ・7-8日 愛媛県 司法面接 (NICHDガイドライン) 研修
- ・21-22日 北海道大学 司法面接 (NICHDガイドライン) 研修



# 司法と福祉



このコーナーでは、新学術領域「法と人間科学」の司法と福祉班の先生方に様々なテーマでご執筆いただきます。

## 5. 司法面接研修を受けて

平成26年3月18-19日に山口県で開催された司法面接研修に参加いたしました。仲先生のお人柄によるところも大きいと思いますが、予想ほど堅苦しくなく、シリアスな内容を温かい雰囲気の中で勉強できたと思います。

司法面接の技法については、例えば家族療法やブリーフセラピーではコンテンツ(内容)に囚われず、コンテクスト(文脈、背景、関係性)を重視していきますが、司法面接では、反対に全体の流れを意識しつつコンテンツに焦点を当てていくような印象を持ちました。また、普段の面接では言い換えによりリフレーミングを行ったり、会話の中で暗示を与えるなどして意図的に誘導することもあります。司法面接では誘導しない質問を意識しなくてはなりません。言葉が与える影響についてとても考えさせられ、司法面接だけでなく、誘導を必要とする面接でも活用できる内容でした。

次に児童相談所で司法面接を実施するにあたり必要なことを私なりに考えてみました(左下表参照)。

バックスタッフの確保はもちろんのこと、同じ言語で語ることのできる仲間の存在は重要です①。さらに職員個人の技術や意欲を体系化していくためには上級職の理解が欠かせません②。また、当県のような専門職ばかりではない職場では、人事異動により①や②が崩れてしまうこともありますので、③のような運用システムも必要です。各県とも苦労されていると思いますが、児童相談所間で相補的に派遣しあうシステムや特定の部署や機関に司法面接機能を集中させるシステムなどが考えられます。④は、多機関多職種が関わることになるため、実現のための障害も多いかもしれませんが、今回の研修のように多職種合同研修がよいきっかけになるのではと考えます。

- ①司法面接を実施できる職員が複数名いること
- ②司法面接の意義について理解している上司(管理職・主管課)がいること
- ③児童相談所内・児童相談所間で司法面接実施のシステム(研修も)があること
- ④児童相談所・警察・裁判所・医療機関など多職種機関での連携システムがあること。

研修を受ければ全てが上手くいく訳ではありません。研修はあくまできっかけですが、そのきっかけを上手く活かせるよう、私たちでできることから始めていきたいと思っています。

永富徹志先生

山口県下関児童相談所  
児童心理司



# 研究通信

このコーナーでは、支援室の室員や仲研究の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究をご紹介します。

## 日本の警察の取調べスタイルと自白

### Police interviewing styles and confessions in Japan.

Wachi, T., Watanabe, K., Yokota, K., Otsuka, Y., Kuraishi, H., & Lamb, M. E. (2014). *Psychology, Crime & Law*, 20, 673-694.

日本の警察では、2009年から全国的に取調べの録音録画の試行が開始され、その対象は徐々に広がってきています。一方で、昔から刑事裁判では被疑者の自白は最も重要な証拠の一つとされてきました。このような状況の中、日本の警察の取調べではどのような手法が用いられているのか、どのような取調べスタイルが被疑者からの自白を引き出しやすいのかについて、近年、警察庁科学警察研究所犯罪行動科学部捜査支援研究室が分析を進めています。本論文では、日本の警察官を対象に行った、取調べについての質問紙調査の結果が報告されています。

#### 【方法】

2008年中に重要凶悪事件（殺人や強盗など）の取調べを担当した日本の警察官276名が調査に参加しました。参加者は、自分が担当した事件の「被疑者の自白状況」、「取調べで用いた手法」、「自白後の情報提供」などについての質問紙に回答しました。

#### 【結果】

##### 1. 被疑者の自白状況

被疑者の67%（186名）が完全自白、33%（86名）が部分自白をしていました。

##### 2. 取調べの手法

取調べで用いられた手法は以下の5つに分類されました。

**証拠の提示**（例：「被疑者の不利になる証拠があることを示唆した」）

**対抗**（例：「被疑者が否定したり反論したりするのを途中で遮った」）

**関係構築**（例：「被疑者、捜査員という関係を超えて人間関係を作ろうとした」）

**積極的傾聴**（例：「被疑者の生い立ち等、内面的な話を聞いた」）

**事件の話題**（例：「被疑者に事件の意味を考えさせようとした」）

日本の警察官は「関係構築」「積極的傾聴」「事件の話題」手法を多く用いており、「証拠の提示」や「対抗」手法はあまり使用していませんでした。

##### 3. 取調べスタイル

上記の取調べ手法の利用頻度が似ている取調べ官をまとめたとところ、次の4つに分類されました。

**証拠重視**（56名）：この群の警察官は「証拠の提示」手法を最も多く用いていました。「積極的

傾聴」や「対抗」手法も多く用いています。被疑者の報告を細かく聴き、既に得ている証拠を利用して被疑者と対峙していきます。

**対抗的**（57名）：この群の警察官は「対抗」手法を最も多く用いていました。「証拠の提示」手法はあまり用いておらず、事件や被害者のことについて議論しながら、被疑者と対峙していきます。

**関係重視**（74名）：この群の警察官は「積極的傾聴」「関係構築」「事件の話題」手法を最も多く用いていました。被疑者の話を注意深く聞いて信頼関係を構築しようとし、反省を促すために犯罪や被害者について議論していきます。

**未分化**（89名）：この群の警察官は、本研究で検討している特定の手法を多く用いていませんでした。

##### 4. 取調べ手法と自白

部分自白は、警察官が証拠重視の取調べをしたときに多く見られました。比較的早い段階での完全自白は未分化の取調べスタイルが多く、逮捕後に勾留されてから11日目以降に完全自白が得られた場合には関係重視の取調べが多くなっていました。

##### 5. 自白後の情報提供

完全自白した被疑者の方が、部分自白した被疑者よりも、自白後に警察が知らない情報を提供していました。また、関係重視の取調べの方が、そうでない取調べよりも、自白後に警察が知らない情報を得られることもわかりました。

#### 【考察】

本研究より、被疑者との関係性を重視する取調べは被疑者から完全自白を引き出しやすく、また自白後も取調べに協力的であることがわかりました。被疑者が早い段階で自白した場合は、特別な取調べ手法を用いる必要がないため未分化の取調べスタイルが多くなり、強固な証拠がある場合には証拠重視の取調べも有効であると考えられます。しかし、凶悪犯であっても被疑者を一人の人間として尊重することが自白を引き出すために重要であることが、本研究の結果から示されたといえます。

#### 論文紹介者

山本 渉太（やまもと しょうた）

北海道警察本部刑事部科学捜査研究所 技術職員  
北海道大学大学院文学研究科 博士後期課程1年在籍